

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：土庄町

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外	85.3%
全職員	59.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階別	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	95.8%
本庁係長相当職	93.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.4%
31～35年	103.7%
26～30年	93.6%
21～25年	90.8%
16～20年	87.8%
11～15年	83.7%
6～10年	90.5%
1～5年	88.0%

※ 勤続年数は採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は85.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は74.4%となっている。
- ・「全職員」の男女の給与の差異が大きくなっている要因は、「全職員」に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、男性は40.8%、女性は75.5%と大きな差があるためである。